

第三次前橋市違反広告物是正指導計画

1 目的

まちの景観を美しくするためには、まちの中に屋外広告物が乱立することなく、適切な表示・設置がなされるよう規制・誘導していくことが求められます。そこで本市では、市内の主要路線を是正指導路線と定め、違反広告物を表示・設置している広告主や屋外広告業者に対して計画的な是正指導を進めてきており、一定の効果を上げることができました。そうしたことから、第一次及び第二次計画に引き続き、第三次是正指導計画を定め、屋外広告物の表示・設置の適正化をすすめることで、良好な景観形成を推進することを目的とします。

2 是正指導方針

「広報まえばし」及び市ホームページ等により市民や屋外広告業者に周知を図った後に、計画的に是正指導を実施します。

是正指導を実施する路線の屋外広告物について実態調査を行い、違反広告物に対しては、前橋市違反広告物是正指導事務処理要領に基づき、体系的に指導していきます。

是正指導に当たっては、前計画で実施した幹線道路についても引き続き是正指導を行うとともに、本市景観計画の都市軸に位置づけられた他の幹線道路にも範囲を拡大し、計画的に実施します。

また、本計画期間終了後も、市内の幹線道路を中心に是正指導を継続していきます。

3 計画期間

4 年（令和 5 年度～令和 8 年度）

4 是正指導路線

(1) 新規実施路線

路線名	区間
(主) 前橋・大間々・桐生線	千代田町 3 丁目交差点～市域
(主) 前橋館林線	本町 3 丁目交差点～市域
(主) 前橋安中富岡線	千代田町 3 丁目交差点～市域
(都) 上武道路	市域（伊勢崎方面）～市域（渋川方面）

(2) 継続実施路線

国道 17 号、国道 50 号、(主)前橋赤城線、(主)前橋長瀬バイパス、(主)前橋停車場線、(都)東部環状線、(都)南部大橋線、(都)西部環状線、(都)前橋箕郷線、(都)大友町西通線、(主)高崎駒形線、(主)藤岡大胡線、国道 353 号

(3) その他

- ・上記路線のほか、市民等から違反広告物に関する通報等があった場合は随時対応します。
- ・第一次計画は平成 24 年度から平成 27 年度まで、第二次計画は平成 30 年度から令和 3 年度までの、各々 4 ケ年に渡り実施しました。

年次計画

1 新規実施路線

(1) 令和4年度実施区域

第一次計画及び第二次計画からの継続実施路線における是正未済広告物への指導と併せ、令和5年度以降の新規実施区域について、市民や関係者への周知を行います。

(2) 令和5年度実施区域

(主) 前橋安中富岡線	千代田町2丁目(国道17号)～前橋市域界
(都) 上武道路	前橋市域界(吉岡方面)～亀泉町
東部環状線	全線

(3) 令和6年度実施区域

(都) 上武道路	亀泉町～前橋市域界(渋川方面)
西部環状線	元総社町～国道17号

(4) 令和7年度実施区域

(主) 前橋館林線	全線
(主) 前橋停車場線	前橋駅～50号

(5) 令和8年度実施区域

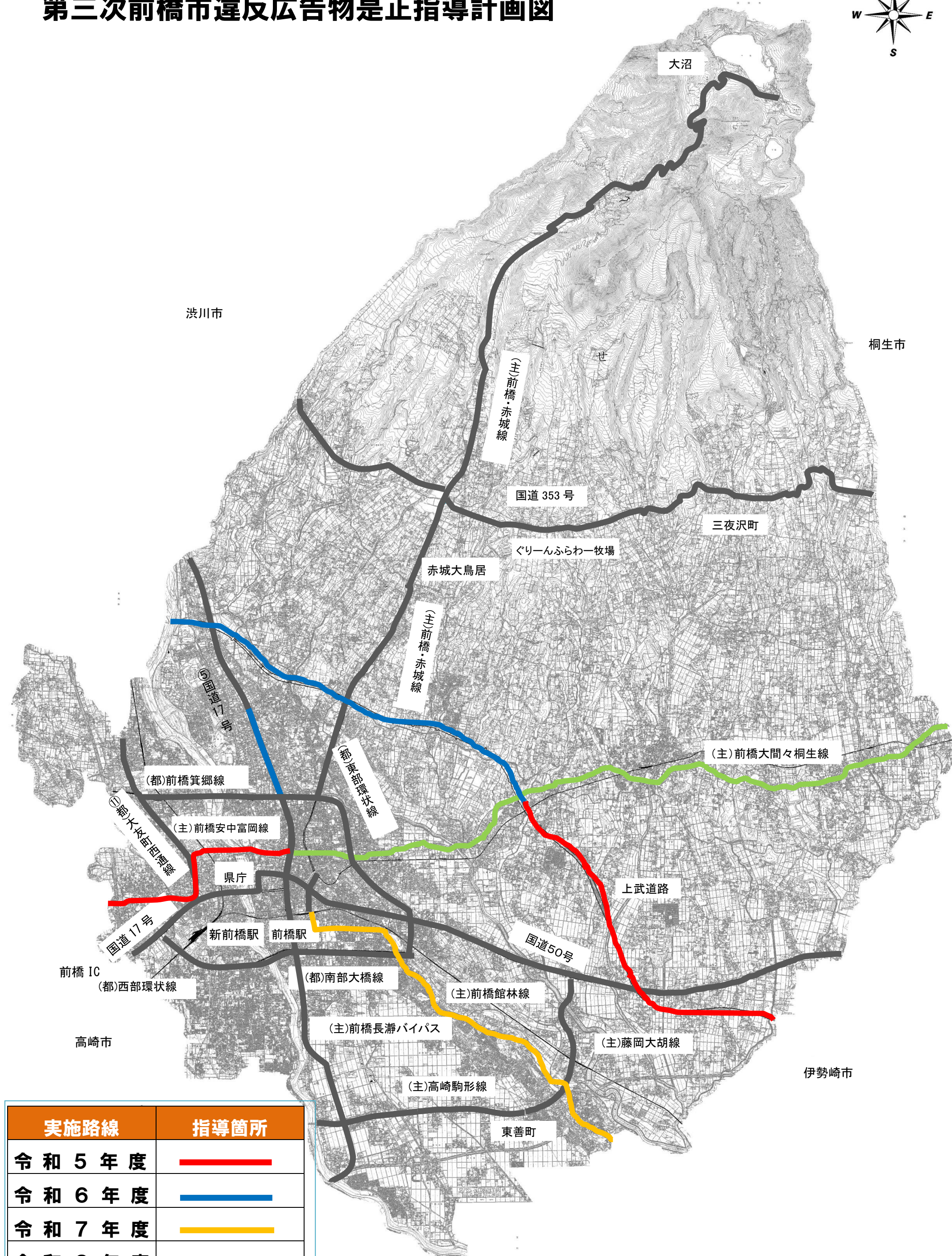
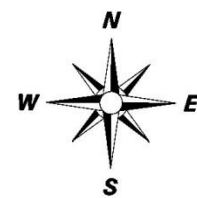
(主) 前橋大間々桐生線	国道17号～荻窪町
国道50号	本町二丁目～今井町

2 継続実施路線

※是正未済の広告物についても、継続して是正指導を実施する。

路線名	区間
(主) 前橋赤城線	(都) 東部環状線から赤城大沼
国道17号	関越自動車道前橋IC～県庁前通り～前橋市域界
国道50号線	本町二丁目五差路～上武道路
(主) 前橋長瀬バイパス	表町一丁目交差点～前橋市域界
(都) 東部環状線・(都) 南部大橋線・ (都) 西部環状線	全線
(都) 前橋箕郷線	国道17号～(都) 大友町西通線
(都) 大友町西通線	国道17号～(都) 前橋箕郷線
(主) 前橋停車場線・(主) 前橋赤城線	前橋駅～中央前橋駅
(主) 高崎駒形線	前橋市域界～東善町交差点
(主) 藤岡大胡線	東善町交差点～小島田町交差点

第三次前橋市違反広告物是正指導計画図



実施路線	指導箇所
令和 5 年度	
令和 6 年度	
令和 7 年度	
令和 8 年度	
実施済み	

0 1 2 3 4 5 km